

所沢市都市計画法第34条第1号許可運用基準
【日用品店舗等】

1 開発区域等

- (1) 開発区域の規模は、200平方メートル(自動車修理工場にあつては500平方メートル)以上1,000平方メートル以下とする。
- (2) 開発区域は、本市の市街化調整区域内において、50以上の居住用建築物の各敷地(市街化区域に存するものを含む場合は、その過半が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。)が、50メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地の敷地境界線から500メートルの範囲内に、居住用建築物の各敷地が100以上存する地域であること。
- (3) 開発区域は、都市計画法第33条第1項第2号に規定する幅員以上の現に存する通り抜け道路に6メートル以上有効に接し、路地状敷地でないこと。ただし、開発区域の路地状部分が幅員4メートル以上の道路に接し、路地状部分以外で当該通り抜け道路に6メートル以上接する部分を有し、当該部分を主たる敷地の出入口とする場合は、この限りでない。

2 予定建築物の用途等

主として当該開発区域の周辺に居住している者の利用に供する日常生活に必要な店舗等で、次の各号に掲げる自己の業務の用に供する建築物(住宅を含まず、かつ、自己の業務による事業活動を継続的に行うものに限る。以下、予定建築物について同じ。)

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ろ)項第2号に掲げるもの。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるものは除く。(店舗においては主たる営業用途が通信販売を目的とするものを除く。)
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師の施術所
- (3) 農業協同組合の事務所
- (4) 農機具修理工場
- (5) 自動車修理工場(地方運輸局長より認証工場又は指定工場の許認可がなされ、若しくは許認可がなされる見込みがあるもので、かつ、次のア～オに掲げる業務の用途に供さないものに限る。)
 - ア 自動車及びオートバイの販売や解体を目的とするもの。
 - イ 主としてオートバイの修理及び整備を行うもの

- ウ 主として板金塗装を行うもの
- エ 自己の業務用自動車の修理及び整備を行うもの
- オ 自動車又はオートバイの展示を目的とするもの

3 予定建築物の規模等

- (1) 予定建築物の階数は1とし、高さ10メートル以下とする。
- (2) 農機具修理工場及び自動車修理工場の面積は、次のとおりとする。
 - ア 農機具修理工場にあつては、作業場の床面積の合計は150平方メートル以下とする。
 - イ 自動車修理工場にあつては、作業場の床面積の合計は300平方メートル以下とする。
 - ウ 管理諸室(事務室、休憩室、更衣室、物置、便所等、管理運営する上で必要な諸室)は、ア又はイの建築物に設けるものとし、当該管理諸室の床面積の合計は100平方メートル以下で、かつ、作業場の床面積以下とすること。
- (3) 農機具修理工場及び自動車修理工場以外の用途に供する日用品店舗等にあつては、敷地内における建築物の床面積の合計は、150平方メートル以下であること。なお、管理諸室を設ける場合は、当該日用品店舗等の建築物と同一棟とし、かつ、当該管理諸室の床面積の合計は、当該建築物の床面積の2分の1以下とすること。

4 事業者の資格等

開発行為を行うに当たって、各事業に関して必要とされる資格等(各法令に基づく資格、免許又は許可等)を有しているか、又は当該資格等を取得する見込みがあること(法人が申請者にあつては、被雇用者が当該資格等を有する場合を含む。)

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。